

労働法セミナー開催しました！

労働法を知って自分を守ろう～

9月28日（木）盛岡市大通りリオにて、労働法セミナーを開催しました（講師：盛岡労働基準監督署署長・労働基準監督官 川上明氏）。

「労働法の基礎知識」という資料に沿って、働く時に知っておきたいこと、トラブルを未然に防ぐための講義が行われました。講義内容のポイントは次のとおりです。



○入社の際は、労働条件通知書(労働基準法第15条)

使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

※条件通知は会社の義務です。口約束では言った言わないのトラブルになる恐れあり。しっかりと見て具体的な条件を確認しましょう！

○確認しよう！最低賃金(10/4～改定されます)

労働法では都道府県ごとに、会社が必ず支払わなければならない「最低賃金」が定められています。

※正社員に限らず学生、アルバイト、研修期間中の方等全ての労働者に適用されます。

○求人募集に注意！

「求人票」は労働条件通知書面ではありません。求人広告レベル。どんな条件で働くのか、きちんと確認してから会社を決めましょう。

話が違ふ・・・その時は労働契約を即時に解除することができる。(労働基準法第15条第2項)

○ブラック企業

「ブラック企業の診断例」

- ・新規学卒社員の3年以内の離職率3割以上
- ・過労死、過労自殺を出している
- ・求人広告や説明会情報がコロコロ変わる

※キレイな言葉で誘ってくる・・・早めに見抜きましょう！

◆ 企業から受ける労働条件明示のルールが変わります！

2024年4月から募集広告や職業紹介を受ける際に、求人企業から明示される労働条件が追加されます。

追加される明示事項

- ①従事すべき業務の変更の範囲
- ②就業場所の変更の範囲
- ③有期労働契約を更新する場合の基準

◆ こんな会社も注意！

- ・大量採用→働き続けることができない
- ・「初心者歓迎」「学歴不問」など面接のハードルが低い→労働者の使い捨て
- ・残業なし、少数精鋭→長時間労働
- ・給与を不自然に高く表示→賃金に残業代が含まれている(固定残業、サービス残業)

講師から皆さんへ

- ①困ったらとにかく相談。時間を空けずに直ちに。
- ②記録を残すこと。メモでも何でも。
- ③メンタル不調は最も心配。命が大事。気持ちを吐き出すことが大事。監督署を利用してください。

菜園庁舎館長より挨拶

労働基準法は最低条件を定めたもの。知らないと損をする場合もある。セミナーを参考にしてください。

講師 労働基準監督官
川上 明氏

ハローワーク盛岡菜園庁舎
わかもの支援コーナー

盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル1F
電話 019-653-8609